

令和2年5月25日

市内私立保育園を利用中の
保護者の皆様へ

廿日市市長 松本 太郎
(福祉保健部こども課)

**「登園自粛」に伴う保育料及び給食費の減額・免除の
手続きについて(お知らせ)**

保護者の皆様には、この度の登園自粛に伴うご協力をありがとうございます。

先日、本県の緊急事態宣言が解除されたこと、また、本市主催のイベントの開催についても、条件付きで解除することに伴い、本市の保育園の登園自粛の要請については、5月31日をもって解除いたします。

については、登園自粛に係る4月17日からの保育料等を、次のとおり日割り計算で返還いたします。対象となる保護者の方は、別紙「登園自粛に係る保育料等日割り計算確認申請書」を6月3日(水)までに通われている保育園へ提出をお願いいたします。

なお、日割り計算の方法については、次のとおりです。

◎保育料(0歳～2歳児クラスの児童が対象)

減額後の保育料：4月又は5月分の保育料×(25日－欠席日数)／25日

★計算例：4月に6日欠席した場合

保育料 19,300 円×(25日－6日)／25日＝14,668 円≒14,660 円(計算後の保育料)

※延長利用料金(月額)についても同様です。

◎給食費(3歳～5歳児クラスの児童が対象)

減額後の給食費：4月又は5月分の給食費×(25日－欠席日数)／25日

★計算例：5月に15日欠席した場合

給食費 6,000 円×(25日－15日)／25日＝1,200 円(計算後の給食費)

◎保育料は国の考え方により1月を25日で計算し、10円未満切り捨てとします。

◎欠席日数には、登園自粛をはじめ、体調不良等により欠席した日にちも含まれます。

※元々登園予定のなかった日にちも含まれます。

◎保育料の還付については、7月下旬頃から、随時、還付通知書を送付する予定です。

◎給食費の還付については、保育園より7月上旬に行われる予定です。

担当：保育グループ

電話 30-9154

※今後も、登園前の体温計測などの取り扱いについては変更ありません(裏面参照)

保育園等における感染症防止のためのお願い

【令和2年3月2日通知（一部抜粋）】

保育園等は、園児が集団で生活する感染リスクが非常に高い場所です。園児等への感染リスクを避けるため、次のことにご協力をお願いします。

1. 登園前に体温を計測し、発熱や風邪の症状が認められる場合は、登園を控えてください。園で発熱や風邪の症状が出た場合は、連絡を入れますので、ただちに迎えに来てください。
2. 過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上経過し、咳などの呼吸器症状がなくなってから登園してください。
3. 新型コロナウイルス感染症防止という趣旨をご理解いただき、家庭での保育が可能な場合は、家庭内保育にご協力をお願いします。

登園自粛に係る保育料日割り計算確認申請書

廿日市市長様
(さつき第2保育園園長)

記入日：令和2年 月 日

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、以下の期間中において、保育利用を自粛したため、保育料の日割り計算を申請します。

また、申請にあたり、市が登園状況を利用施設に確認することを承諾します。

住所						
保護者氏名	連絡先： ()					
利用児童名	生年月日：平成・令和 年 月 日					

① 以下のカレンダーに、登園自粛(欠席)した日に○を付けてください。また、元々登園予定の無かった日にも含みます。

【4月】

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

【保育料】 /25

4/17～4/30まで全てを登園自粛(欠席)した場合、左記に☑のみで可

【5月】

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

【保育料】 /25

5月中の全てを登園自粛(欠席)した場合、左記に☑のみで可

② 在園する保育園へ提出してください。

~~~~~ (以下、施設使用欄) ~~~~~

上記児童の欠席状況については確認済み ( 印 )

提出期限：令和2年6月3日(水)